

| | |
|------|---|
| 資料番号 | 3 |
|------|---|

| |
|-------------|
| 令和5年2月6日 |
| 課名 教育委員会事務局 |
| 秘書広報室 |
| 担当者 室長 糸崎 |
| 内線 4934 |

広島県教育委員会会議録

令和4年12月21日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年12月21日（水） 13：00開会

14：18閉会

1 出席者

| | |
|-----|--------|
| 教育長 | 平川理恵 |
| 委員 | 中村一朗 |
| | 志々田まなみ |
| | 近藤いずみ |
| | 菅田雅夫 |

2 欠席委員 細川喜一郎

3 出席職員

| | |
|------------------------|------|
| 教育次長 | 濱本清孝 |
| 管理部長 | 小川元史 |
| 学びの革新推進部長 | 竹志幸洋 |
| 総括官（乳幼児教育）（兼）参与 | 重森栄理 |
| 教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長 | 杉原満治 |
| 理事 | 榊原恒雄 |
| 総務課長 | 杉本真一 |
| 秘書広報室長 | 糸崎誠二 |
| 教職員課長 | 松下大海 |
| 教育支援推進監 | 宮野学 |
| 義務教育指導課長 | 立田晃 |
| 特別支援教育課長 | 玉木昌裕 |

教育委員会会議定例会日程

| | | 頁 |
|------|---|---|
| 日程第1 | 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 | 第1号議案 広島県教育委員会告示の一部改正について | 1 |
| 日程第3 | 第3号議案 職員の顔写真等の取得に関する訓令の制定について | 3 |
| 日程第4 | 報 第1号 令和4年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について | 4 |
| 日程第5 | 報告・協議1 令和5年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について | 6 |
| 日程第6 | 第2号議案 令和4年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について | 8 |
| 日程第7 | 第4号議案 教職員人事について | 8 |

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。

会議録署名者として志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。

中村委員： 第2号議案は表彰者の選考に関する案件であり、第4号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の中村委員の発議について採決いたします。

第2号議案の令和4年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、第4号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案、第4号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会告示の一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会告示の一部改正について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会告示の一部改正について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。今回の改正は、教育職員免許状の申請手続と、高等学校等奨学金の申請手続などにつきまして、従来の紙による方法に加え、オンラインでの手続も可能とするため、関係する教育委員会告示の一部を改正するものでございます。

まず、1の要旨でございますが、オンラインでの申請手続等を定めた広島県教育委員会告示によりまして、先ほど申し上げました手続について情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等として定めるものでございます。

2の改正理由でございますが、オンライン化する理由といたしましては、県民の利便性の向上を図り、より質の高い行政サービスへとつなげるためでございます。

続いて、3の改正事項ですが、記載の申請手続につきまして、オンラインでの手続を可能にしたいと考えております。それぞれの申請手続が集中する時期等を踏まえまして、円滑に導入できるよう記載しておりますそれぞれの時期にオンライン化を実施したいと考えております。

なお、高等学校等奨学金につきましては、貸付けに関する手続を令和5年4月にオンライン化したいと考えております。そのほかの手続につきましても、4月以降順次オンライン化したいと考えております。

2ページを御覧ください。4の手続方法につきまして、まず、教育職員免許状申請手続について説明いたします。(1)の表を御覧ください。表の左側に記載のとおり、現在、申請者は申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて教職員課にある窓口を持参するか、若しくは郵送により提出することとしております。

申請手数料の支払いにつきましては、県庁本館の会計管理部で現金により納付するか、もしくは口座振込により支払うこととなっております。

一方、オンライン申請では、広島県電子申請システムを使用し、申請者が必要事項を入力することで、申請手続を行うことが可能となります。

また、申請手数料の支払いにつきましては、電子納付を利用して支払いを行っていただくこととなります。

そのほか証明書類等の提出が必要な場合を除きまして、申請から申請手数料等の支払いまでオンラインで完結させることが可能となり、申請者の利便性向上につながると考えております。

次に、(2)の高等学校等奨学金につきましては、現在は紙の用紙に記入して、添付書類とともに学校に提出する流れとしておりますが、改正後は県電子申請システムを使用し、学校を経由することなく、直接県教育委員会に対し手続ができるようになります。また、オンライン化に併せまして、マイナンバーを活用するなど添付書類も極力減らすことができるよう、必要な整備を行っていきたいと考えております。

最後に、5の施行期日につきましては、公布日から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 利便性が向上するというので、大変良いことだと思います。このほかにもこういう対象になる事案がもしあるのであれば、是非前向きに検討をしていただきたいと思います。

1点だけ確認ですが、この広島県電子申請システムというのは誰でもアクセスできるものですか。

松下教職員課長： 誰でもアクセス可能でございます。

中村委員： はい。分かりました。

菅田委員： 今回オンラインでの申請も加えるということですが、従来の紙での申請はいつ廃止する予定でしょうか。

松下教職員課長： オンラインによる申請がなかなか困難だという方もいらっしゃると思ひまして、紙による申請も引き続き可能としたいと考えており、両方を選択肢として御用意したいと思っております。

菅田委員： 奨学金の方は難しいのは分かるのですが、教職員免許状の申請とか更新とかは、当然ICTでの教育をやっているのだから、できない人は逆にいらっやらないと思ひますし、紙が動くということは人が動くということで、人が動くということはお金がかかるということで、お金がかかるということは税金を無駄に使うということになるので、DXの観点からも、教職員免許の更新とか、いち早く郵送は撤廃するべきではないかなと思ひます。

松下教職員課長： 現時点で、オンライン申請が難しい場合も想定しましたので、オンラインによる申請もできるようにということで選択肢を増やしたところですが、御指摘を踏まえまして、今後申請状況を見ながら、将来的な廃止ということも含めて研究をしていきたいと思っております。

菅田委員： 是非よろしくお願ひします。

中村委員： 今のことで関連して言いますと、この教職員免許状も、対象は現役職員だけじゃなく、教員になってないけれどもこれからという方も対象になってくるわけですね。ですから、環境を整えてこれから新規で申請して教職員になってもらう可能性もあるということですかね。

松下教職員課長： そのとおりでございます。学生も含めまして、新規の申請もございまして、そういったところをしっかり対応できるようにしたいと思っております。

中村委員： 菅田委員がおっしゃることも全くそのとおりだと思ひますが、少しでも間口を広げるといふ視点も必要のかなと思ひました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませぬでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願ひます。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本件は、原案どおり可決されました。

第3号議案 職員の顔写真等の取得に関する訓令の制定について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、職員の顔写真等の取得に関する訓令の制定について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第3号議案、職員の顔写真等の取得に関する訓令の制定について御説明を申し上げます。

広島県では、県庁舎の物理セキュリティ強化のため、顔認証システムを導入いたしまして、顔認証による入庁管理の実施を予定しております。これに伴いまして、個人情報でございます職員の顔写真及びそのデータを収集するための根拠規定といたしまして、当訓令を制定することについて、11月29日付けで県知事から協議がございました。

顔認証による入庁管理につきましては、まずは県庁の玄関棟、一番正面玄関のところなどにおいて令和5年3月から試行的に導入をされまして、県庁東館、この建物でございますけれども、こちらにつきましては令和5年4月から導入をされる予定でございます。

訓令の具体的な内容といたしましては、2ページ訓令案の第2条でございますように、任命権者の求めに応じ、職員は顔写真等を提出しなければならないこととしております。

顔認証を行うための顔写真は、職員から確実に収集する必要があることから、あらかじめ訓令を定め、その取得目的を明確にした上で、職員から提出を求めるべきであると捉えておりまして、県知事からの協議に対して同意をすべきものと考えております。

施行期日は令和4年12月下旬を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 映画の世界のような顔でスキャンして通れるようになるということなのか、これ自体は全然いいことだと思っているのですが、逆に言うと、何か相談事があったりとか、困ったことがあったりという方がたどり着かないということが起きるのではないかと懸念しています。県庁の建物内をふらふらしてもらっても困るのですが、今までであれば誰かに声をかけて、話をしたら、連れて行ってもらえたりということがあったかもしれないのが、そういう人間味の部分がなくなると、全部シャットアウトしてしまう。

これは公共サービスを考える上では、守らなければならないところと、開いておかなければならないところというのをしっかり区別する必要があるもので、入り口のところにそういう相談窓口があったり、今ここもそうですけど、東館だと守衛さんがそこに座っていますよね。もちろん守衛さんに声をかければいいのですが、声をかけづらいというか、窓口ではないですよね。あそこを守っているところなので、皆さんどうするのだろうといつも思っていたのですが、その辺りのケアは何かあったりするのでしょうか。

杉本総務課長： 説明が不十分でございました。当面、時間外についての顔認証ということになりますので、勤務時間中は今までどおり入れるということでございます。

志々田委員： 時間外の対応ということなのですね。ありがとうございます。

菅田委員： 顔認証ですけれども、どこのシステムを使うのかは分かりませんが、我々も一部使っていて、その場合、提出してもらった写真だと読み取れないことが結構あってですね、結局会社で背景をブルーにしてデジカメで撮ることになりました。なので、逆に顔写真等、等だからいいのかもしれないですけども、顔写真等の提出、若しくは顔写真撮影の許諾とされた方がいいのではないかなと思うんですけども。

杉本総務課長： 私どもが直接この機器の契約等に携わっているわけではないのですが、マスク非着用時における他人受入れ率は0.03%以下とか、本人拒否率は1%以下ということであるようですので、基本的にはマスクをしていても認証はできるとお聞きしております。

菅田委員： 写真でマスクをしていても大丈夫ということは、結構高性能なやつかもしれないんですけども、背景があったら駄目とかいうケースがあったりしたものですから、意見として申しました。

杉本総務課長： 御意見があったことは知事部局へお伝えしたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本件は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 4 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報 第 1 号、令和 4 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について審議いたしますが、複数ございますので、報 第 1 号－1 から 3 に分けてそれぞれ説明させていただき、採決を採らせていただきます。

それでは、報第 1 号－1 について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、続きまして、報第 1 号－1 から 3 につきまして、順次説明をいたします。

令和 4 年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められました。教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をいたしまして、12月 6 日付けで同意する旨の回答をしております。今回御報告をして、承認をお願いするものでございます。

それでは、まず、第 1 号－1 について御説明をいたします。議案は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

資料 1 ページを御覧いただければと思います。この条例案は、令和 4 年広島県人事委員会勧告などを考慮いたしまして、職員の給料表を改定するなど必要な改正を行うものでございます。

教育委員会に關係する具体的内容についてでございますが、まず、令和 4 年度の改定につきましては、令和 4 年 4 月の公民較差に基づきまして、給料表の改定及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うとともに、国の指定職に準じて特別職の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。こちらの適用期日は令和 4 年 4 月 1 日となっております。

令和 5 年度以降の改定につきましては、職員の給料表の改定に伴いまして、短時間勤務会計年度任用職員につきましても給与改定を行うものでございます。こちらの施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となっております。

なお、市町立学校に勤務する県費負担教職員につきましても、先ほど御説明をいたしました県職員と同様、令和 4 年 4 月の公民較差に基づきまして、給料表の改定を行うものとなっております。

教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がないことから、同意する旨の回答をしております。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
報 第 1 号－1 の採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案どおり承認されました。

続きまして、報 第1号-2について杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： 続きまして、第1号-2，権利の放棄についてでございます。

資料72ページを御覧いただければと思います。表に示しておりますとおり，放棄することとなる権利は，高等学校授業料に関するものでございまして，主債務者は1名，その3年度分，総額9万8,064円でございます。

これまで債務者宅への訪問や債権差押えなどの法的措置等を行いまして，債権の一部は回収しておりますけれども，長期にわたる所在不明等によりまして回収できない状況が続き，時効期限が到来をしたため，残った債権の放棄を行うものでございます。

教育委員会の関係課が確認をし，内容に問題がないことから，同意する旨の回答をしております。御承認のほど，よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 致し方のないことだと思いますが，ちなみにその退学をされて以降，この最終的に9万8,064円になるまでの間に回収できた金額というのはどのくらいあるのでしょうか。

宮野教育支援推進監： 資料72ページの4の経過等の表にありますとおり，平成24年7月に第三債務者から取立てを行いまして，936円を回収しております。

中村委員： 第三債務者というのは，この保証人C氏ということですか。

宮野教育支援推進監： 口座のある金融機関から回収をしております。

中村委員： なるほど。分かりました。

平川教育長： ほかに御質問，御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは，以上で本件の審議を終わります。

報 第1号-2の採決に移ります。

原案に賛成の方は，挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案どおり承認されました。

続きまして、報 第1号-3について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、続きまして、第1号-3，令和4年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料は83ページになります。まず、(1)歳入でございますけれども，表中の補正額欄に記載をしておりますとおり，教育委員会の計といたしまして2億4,700万円余の増額となり，補正後の歳入予算総額は382億5,300万円余となっております。

続きまして、(2)歳出でございますけれども，要求内容につきまして，資料の一番下を御覧いただければと思います。子供の安全対策といたしまして，幼稚園や特別支援学校等の送迎用バスにおける園児・児童・生徒の置き去り防止のため，バスへの安全装置の設置に係る支援を実施する経費といたしまして，4,600万円余の増額，令和4年4月の公民較差に基づく給与改定に伴う補正といたしまして，9億7,400万円余の増額を補正予算として計上をしております。

これらによりまして，教育委員会計欄にございまして，補正額は10億2,100万円余の増額となりまして，歳出予算額は1,600億9,200万円余となっております。こちらも教育委員会の関係課が確認をいたしまして，内容に問題がないことから，同意する旨の回答をしております。御承認のほど，よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 送迎用バスの悲惨な事件がありましたので，こういう措置が早めに手を打たれるというのはとてもいいことだと思いますが，特別支援学校のバスを見させてもらおうと，通常

は業者がやっておられますよね。なので、この支援というのは、特別支援学校や保育園の業者にも使ってもらえる支援ですか。それとも学校につけるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： これは契約をしている業者のバスにつけるものになります。

志々田委員： 無線みたいなものでしょうか、押したらどこかが鳴るといような。

玉木特別支援教育課長： 装置自体についてはまだ国の方も検討しているところですけども、例えばセンサー式のものであれば乗っている者の動きを検知してアラームが鳴ったりとか、あるいはブザー式のものであればバスの後ろのほうにボタンがあって、後ろまで行ってボタンを押さないとブザーが止まらない。その移動の間、点検をするということを考えられているようです。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員： 細かいところですけども、特別支援学校は教育委員会なのかなと思うんですけど、幼稚園というのは、要は県全体としていろんな幼稚園のバスに補助するという趣旨になるのですか。

杉本総務課長： 公立幼稚園でバスを走らせているところは一つしかないということですが、私立はたくさんございます。こちらは学事課を通じて補助がされるということになっております。

近藤委員： この予算の中に含まれているのでしょうか。

杉本総務課長： こちらは教育委員会の予算でございますので、学事課分についてはまた別の予算を使うこととなります。

近藤委員： 分かりました。

菅田委員： これは基本的には装置の全額補助ですか、それとも一部でしょうか。

杉本総務課長： 設置は国の予算を使うものでございますけれども、義務づけになっております、幼稚園ですとか、特別支援学校は全額が補助ということになるのですけれども、義務づけまで行っていない努力義務の小学校とか中学校は半額の予定になっているということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報 第1号-3の採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案どおり承認されました。

報告・協議1 令和5年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、令和5年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 報告・協議1によりまして、令和5年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1ページが、この度報告させていただきます令和5年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。2ページには、参考として10年間の委員の構成表をつけてございます。網かけをしております平成26年度が、直近で令和5年度と同様の教科書採択を行った年度でございます。

3、4ページにお進みください。こちらには選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししてございます。5ページには、令和5年度の教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の枠で囲んでいるところが本日、この教育委員会会議に当たります。6ページには、令和4年度の広島県教科用図書選定審議会委員をお示ししております。

それでは、説明を始めます。資料の1ページにお戻りください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る基本方針について御説明申し上げます。教科用図書選定審議会は、

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものでございます。

まず、1の「選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。来年度の選定審議会においては、こちらにお示しする2点について審議していただくことにしております。「小学校義務教育学校及び特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科用図書」について、「義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書」、いわゆる特別支援学校や特別支援学級で使用する絵本等の一般図書についてでございます。

次に、2の「委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。6つの考え方を示しております。こちらにつきましては昨年度からの変更はございません。

次に、3の「委員の構成」でございます。委員の区分につきましては、1号委員として義務教育諸学校の校長及び教員を、2号委員として教育委員会関係者を、3号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することになっております。この区分は、3ページの上から4つ目の構成の欄に示しましたように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に基づいております。

また、その委員の定数につきましては、その下にございますように、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例により20人となっております。

再び1ページにお戻りください。その20人の内訳については表のとおりでございます。来年度は、先ほど申し上げましたように、小学校・義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部で使用する全教科の教科用図書の採択及び特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択についての審議が行われるということ踏まえ、1号委員の7名につきましては、公立小学校から3名、国・私立の小学校から1名ずつ、中学校、特別支援学校の委員を1名ずつとしております。

また、3号委員につきましては、令和5年度から幼児教育・保育関係者を1名加え、それに伴い、大学関係者を2名から1名に変更してございます。これは広島県では現在、子供の育ちと学びを連続させていく、幼保小の連携・接続の取組を進めており、教科書採択においても幼児教育・保育関係者に加わっていただくことで、子供の発達段階を踏まえた、より多様な視点から審議を行うことができると考えたためでございます。

今後、慎重に人選を行い、3月の教育委員会会議では、審議会の委員候補者を提案させていただきます。予定でございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 委員の構成のところですけれども、令和5年度は小学校の教科書が対象になっているということですけど、小学校が対象にならない、中学校のときもこの幼児教育・保育関係者が入るという構成は維持されるということになるのでしょうか。

立田義務教育指導課長： 中学校においても、やはり幼保からの小学校に接続、さらに中学校へと学びはつながっていくことを踏まえて、そのままの形で進められたらと思っております。

近藤委員： 分かりました。

志々田委員： 以前、同じようなことを申し上げたと思いますが、教科書というと、いわゆる紙媒体のものだけではなくて、電子教科書であったり、黒板にも電子のデータが映るようにして、子供たちは学んでいると思うのですが、そういう専門家というのは入れていただいているのですか。

立田義務教育指導課長： 委員に以前御指摘いただいて、令和2年度以降、大学関係者の中でデジタル機器に強い方を入れていただいております。

ただ、1人1台端末が普及しており、学校での研修も進んできてございます。デジタル機器に限定するよりも、むしろあなたもその視点を持っていただいて、この審議を行っていただくという観点で、それに特化した方には入っていただいております。

志々田委員： どうやら紙で物を見るのと、電子で物をどのように見るもの、ICTで見るのとは違うということや、まだまだ分からないことがたくさんあると思うので、今回入れなければいけないと思っているわけではないですし、非常に当たり前になってきていると思いますが、是非見え方とか、私が心配するのはやはり紙の媒体でよく学べる子と、ICTでよく学べる子がいるのではないかと考えています。あと音声であるとか。そうした子供たちの個別最適な学びという視点から教科書を考えていく上で、多くの方たちにいろんなことを考えていただきたいなと思って指摘をさせていただいたので、皆さんが分かってくださっているなら結構です。

菅田委員： 委員の構成の年度別ですね、令和5年度は小学校の国立と私立を入れられていて、令和2年度は国立の中学校と私立の中学校。これ何か意図があるのでしょうか。バランス考えると国立の小学校を選んだときは中学校を私立にするとかですね、分散した方がいいのかなと思ったりするのですが、これは何か意図があるのでしょうか。

立田義務教育指導課長： 来年度、小学校で採択がございまして、そこを手厚くということで、状況を含めて多様に入れていくことにしております。来年度は中学校になりますので、またこの場で審議いただきますけれども、同じような構成で広く意見を伺うということで御理解いただければと思います。

菅田委員： はい、分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報 第1号 令和4年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

杉本総務課長： すみません、先ほど菅田委員の話に出ましたけれど、小・中学校の設置が努力義務と言ってしまったのですが、努力義務とまでは言われていなくて、小・中学校の送迎用バスも国が財政措置を行う方向で検討しているということです。

菅田委員： はい。

平川教育長： 続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(13:39)

【非公開案件】

第2号議案 令和4年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和4年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案－1 教職員人事について

高等学校教諭の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反する行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案－2 教職員人事について

県立学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:18)

